

景観形成重要建造物等の指定について（第18次）

景観形成重要建造物等の指定（案）について

1 制度の概要

本制度は平成16年の景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）の改正により創設され、地域の景観の形成に重要な役割を果たしている建造物を「景観形成重要建造物」として、また、樹木又は樹木の集団を「景観形成重要樹木」として、所有者の同意を得て指定（以下「景観形成重要建造物等」という。）している。

景観形成重要建造物等について、適切な維持管理を義務づけ、現状変更等に際しての届出を求めることで、地域住民に親しまれる貴重な景観資源の保全を図るとともに、住民の景観形成に向けた意識の高揚、活動の促進等を期待するものである。

また、景観形成重要建造物等（国、県、市町等が所有するものは除く。）については、公益財団法人兵庫県まちづくり技術センターが実施する景観形成支援事業の対象とすることで、県民や事業者による修景等を支援している。

2 これまでの指定状況

平成17年度の第1次指定から令和6年度の第17次指定まで、これまでに計137件を指定している（うち1件は国指定重要文化財、2件は景観法に基づく景観重要建造物、2件は市指定文化財となり、1件は除却により滅失したため解除。現在の指定は131件）。

※参考資料2「景観形成重要建造物等一覧」参照

3 選定の考え方

第18次指定候補は、県民局又は県民センター、市町、景観形成等推進員及びヘリテージマネージャーから推薦された物件のうち下記の景観形成等基本方針に示された指定要件を満たすものとする。

【景観形成等基本方針に示された指定要件】

種別	指定要件
景観形成重要建造物	①歴史的建造物 伝統的構法や地域固有の建築様式を残す町家、商家、民家等の歴史的建造物で、文化財の指定には至らないもの
	②公共・公益的施設 学校や庁舎など、地域の住民が広く利用している（していた）公共性の高い施設で、地域の景観形成に寄与しているもの
	③地域活動の拠点施設 まちづくり活動等の拠点として地域の住民が利用している施設で、地域の景観形成に寄与しているもの
	④地域のシンボル、ランドマーク等 地域のシンボルやランドマークとなっている建造物で、地域の住民に親しまれているもの
景観形成重要樹木	地域の住民が愛着を持って守り育ててきた古木、大木、並木、鎮守の森、街路樹等で、地域の景観形成に寄与しているもの

4 景観形成重要建造物等の指定（案）

	名称	所在地	該当指定要件
1	佐川家住宅	豊岡市城南町	① ④
2	旧三星化学事務所	高砂市高砂町鍛冶屋町	① ③ ④
3	旧田原家住宅	丹波市柏原町柏原	① ③ ④
4	永田家住宅	南あわじ市倭文長田	① ③ ④
5	庄家住宅	宍粟市山崎町高下	① ④
6	中藤田家住宅	美方郡新温泉町諸寄	① ④
7	本陣名残りの松	佐用郡佐用町平福	樹木